

ソマリア沖の海賊対策に自衛隊派遣を行わないことを求める意見書

麻生内閣はソマリア沖の海賊対策に自衛隊を派遣することを決め、そのための新法を用意している。しかし、自衛隊には警察の機能はなく、アフリカのソマリア沖まで出向いて何をしようとしているのか疑問が募る。仮に海賊対策をいうならば、海上保安庁がこれまで東南アジアでの訓練や、中東のサウジアラビア等にも人員を派遣していることを考慮すべきである。

ソマリア沖の海賊対策は対症療法であってはならない。ソマリアは内戦によって政府が崩壊し無政府状態になったことに乗じて、欧米やアジア諸国が沿岸で違法操業を繰り返しただけでなく、廃棄物を投棄してきた。これらによって生活を奪われた漁民等が海賊行為に走っている側面を見逃してはならない。

したがって、日本政府は平和憲法と豊かな経済力とそのノウハウを持つ国として、ソマリアの経済復興と住民の生活再建にこそ力を注ぐべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、ソマリア沖の海賊対策を名目とした自衛隊の派遣を行うことなく、ソマリア国民の生活安定に力を注ぐために、下記事項について強く求めるものである。

記

- 1 ソマリア沖の海賊対策を名目とした自衛隊の派遣を行わないこと。
- 2 ソマリアの経済復興に全面的に協力し、ソマリア国民の窮状を救うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司